

障害者虐待防止法が 施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その防止と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

障がいのある方への虐待は、法律で禁止されています



虐待は障がい者の尊厳を傷つける許されない行為です。また、障がい者の自立や社会参加を進めるためにも虐待を防止することが非常に重要です。



- 障がいのある方に対して虐待をしてはいけません
- 虐待を発見した方には通報する義務があります
- 学校や病院には虐待を防止する義務があります

虐待の種類



1 身体的虐待

- 殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける
- 熱いものや辛いものを無理やり食べさせる
- 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る など



2 性的虐待

- 性的暴力、性的行為の強要
- 性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる
- わいせつな言葉を浴びせる など



3 心理的虐待

- 意図的に恥をかかせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 差別的な扱いをして尊厳を傷つける など



4 ネグレクト

- 食事を与えない
- 必要な治療や衛生管理（通院、着替え、入浴など）を怠る
- 学校へ行かせない など



5 経済的虐待

- 給料を規定通り支払わない
- 財産や預貯金を勝手に使う など

